

大阪・関西万博での情報発信に活用する香川県メタバース等制作業務仕様書

第1 委託業務名

大阪・関西万博での情報発信に活用する香川県メタバース等制作業務

第2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

第3 業務の目的

「2025年日本国際博覧会」(以下「大阪・関西万博」という。)では、オンライン空間上に3DCGで夢洲会場が再現され、ユーザーはアバターを介してバーチャル会場を散策するとともに、各出展者が展開するバーチャルパビリオン内部に入り、バーチャルならではの特性を活かした展示や催事が体験できることとなっている。(出典：<https://www.expo2025.or.jp/future-index/virtual/virtual-site/>)

香川県では、下記のとおり、国内外からの多数の来場者に対して香川県の魅力を直接PRできる会場での「自治体催事」と「テーマウィーク」への出展を予定しているが、会場に来場できない人に向けてもPRの機会を広げ、香川県の認知向上や誘客促進などにつなげるためのメタバース(仮想空間)やVR(仮想現実)について、事業者による企画提案を加味した上で、より効果的な構成を整え、制作する。

また、今回制作するメタバースやVRは、中長期での活用と今後の事業の広がりを見据え、発展性のあるものを制作する。

【自治体催事の企画概要】

美しい自然や豊かな食文化、伝統芸能、伝統工芸品などの香川県の魅力を発信するとともに、来場者との交流ができるような企画とする。

(会場：EXPOメッセ、日程：令和7年4月30日(木)～5月3日(土・祝)を予定)

【テーマウィークの企画概要】

「地球の未来と生物多様性ウィーク」において、香川県の発展と豊かで美しい自然や瀬戸内海との共生に係る課題とその解決に向けた本県の「里海づくり」などの取組みを、展示や体験等を通じて発信する。

(会場：ギャラリーWEST、日程：令和7年9月26日(金)～29日(月)を予定)

第4 業務内容

(1) メタバース(仮想空間)の制作

制作にあたり、以下の条件を満たすものとする。

1) プラットフォーム

・登録費用、ランニング費用がかからず、汎用性の高いものを使用することとする。

2) 企画・制作するコンテンツ

・香川県を代表する観光地などのメタバースにおいて疑似体験ができるコンテンツを提案し、

委託者と協議の上、制作する。なお、県産品の販売量の増加につながる仕様を設けることが望ましい。

【例】 特別名勝栗林公園の散策、瀬戸内海の島めぐり（船旅）
メタバースから県産品の販売サイトへの誘導 など

3) 要件

- ・アバター等を介して、メタバースにおける参加者同士、参加者と県担当者間など、コンテンツに関心のある方たちでチャット機能などのコミュニケーションが可能であること。（アバターの制作についても当事業の提案を含む）
- ・コンテンツの魅力をメタバースの各ポイントで文字、画像、動画を使って説明できること。
- ・画像・動画等については、原則、受託者が入手すること。なお、必要に応じて、委託者所有の画像等を提供することは可能である（委託者と要協議）。
- ・関連するサイトやECサイトへのリンクを貼付できること。ただし、メタバースのプラットフォーム上やむを得ず貼付できない場合は、委託者と協議の上、要件から除外することができるものとする。
- ・レスポンスデザインの最適化を行うこと。

(2) VR (Virtual Reality (バーチャル リアリティ) = 仮想現実) コンテンツの制作 制作にあたり、以下の条件を満たすものとする。

1) プラットフォーム

- ・登録費用、ランニング費用がかからず、汎用性の高いものとする。

2) 企画・制作するコンテンツ

- ・参加者に強いインパクトを与えることができ、没入感を伴うリアリティのある体験ができるコンテンツを提案し、委託者と協議の上、制作する。

【例】

<特別名勝栗林公園>

抹茶体験、和船乗船、飛来峰・芙蓉峰からの眺望、商工奨励館内観、箱松、
桜・紅葉ライトアップ、雪化粧 等

<瀬戸内海>

屋島、紫雲出山、大串半島からの瀬戸内海の眺望 等

3) 要件

- ・コンテンツの魅力をVR内で文字、画像を使って説明できること。
- ・画像・動画等については、原則、受託者が入手すること。なお必要に応じて、委託者所有の画像等を提供することは可能である（委託者と要協議）。
- ・関連するサイトやECサイトへのリンクを貼付できること。ただし、VRの仕様上やむを得ず貼付できない場合は、委託者と協議の上、要件から除外することができるものとする。
- ・レスポンスデザインの最適化を行うこと。
- ・VRゴーグル等の使用なしでコンテンツ視聴が可能であること。

(3) その他

- ・メタバース、VRそれぞれの特性を踏まえて、どのようなコンテンツが適しているかを示

すこと。

- ・メタバースやVRには、香川県の認知向上や誘客促進などにつながるためのコンセプトを設定した上で、制作すること。なお、できる限り香川県の認知向上や誘客促進などに向けたKPIを設定すること。
- ・制作後の事業の広がりを見据え、メタバース等を活用するためのアイデア創出等に関する助言を随時行うこと。
- ・制作後の事業の広がりを見据え、制作したメタバース、VRを活用して誘客につなげるためのプロモーションに関する助言を随時行うこと。
- ・委託者所有の画像・動画等を活用することにより、経費が圧縮される場合は、企画・制作するコンテンツを充実させること。

(4) 納品

以下の物を納品すること。

1) 業務完了報告書

- ・紙媒体のものを提出すること。
- ・報告書は、A4の自由様式にまとめること。なお、専門用語については、解説を記載しておくこと。

2) 制作したメタバースやVRのデータや上記に付随する写真やイラスト、動画等のデータ

- ・メタバースやVRの仕様上やむを得ず納品できないデータがある場合は、委託者と協議の上、調整することとする。

3) その他、委託者が求める資料

第5 業務実施上の留意点

(1) 契約の締結

- 1) 本プロポーザルは受託者の選定を行うものであり、事業内容は委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- 2) 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

- 1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について委託者と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時まで委託者に提出すること。
- 2) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

(4) 再委託

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対して全ての責任を負うものとする。

(5) 納品データの安全管理

撮影データ並びに編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。

また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(6) 著作権等の取り扱い

- 1) 本件成果物に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、受託者又は第三者に従前から帰属していた著作物の著作権及びやむを得ず委託者に移転できない著作権を除き、引渡しの際に、受託者から委託者に移転する。なお、当該移転の対価は、委託料に含まれる。
- 2) 委託者及び委託者の指定する者は、1)の規定により受託者又は第三者に著作権が留保された著作物につき、業務及び業務の目的に沿った事業（この契約終了後の事業を含む。）の実施に必要な範囲において、無償で利用、複製、翻訳及び改変することができるものとする。
- 3) 本件成果物に第三者に帰属する著作物の著作権が含まれている場合には、受託者は、あらかじめ当該第三者との間で委託者、委託者の指定する者及び受託者に対して第三者の所有する著作物の利用、複製、翻訳及び改変を許諾する旨を書面で確認するものとする。
- 4) 2)の利用、複製、翻訳及び改変については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、この契約終了後も継続するものとする。
- 5) 受託者は、委託者及び委託者の指定する者に対し、本件成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- 6) 第三者に本件成果物の著作権が帰属する場合には、受託者は、その者との間であらかじめ、委託者及び委託者の指定する者に対し、著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- 7) 5)及び6)の著作者人格権の不行使については、委託者が必要と判断する限りにおいて

て、この契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、この契約終了後も継続するものとする。

8) 受託者は、委託者に対し、本件成果物の引渡しまでに、3)の書面及び6)の契約書の写しを提出しなければならない。

9) 1)～8)の規定により、委託者及び委託者の指定する者が、受託者又は第三者から許諾を受ける著作物の利用許諾等に要する経費は委託料に含まれる。

(7) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任及び負担において対応し、委託者は責任を負わないものとする。